

実施したパブリックコメントの概要です（意見募集は終了しています）。

山口県後期高齢者医療広域連合広域計画改訂版（案）に対する パブリックコメントの実施について

山口県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、山口県内の全市町と連携して、後期高齢者医療制度を運営しています。

本広域連合は、この制度運営に当たっての基本目標と基本方針を定めた「山口県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）」を平成19年2月に策定していますが、この計画期間が平成23年度末で満了するため、現行計画の改訂作業に取り組んでおり、このたび「広域計画改訂版（案）」を取りまとめました。

広域計画の改訂に当たっては、住民の皆様がご意見を述べる機会を保障するとともに、いただいたご意見に対して、本広域連合の考え方をお示しすることが重要と考えており、こうした取り組みは、後期高齢者医療制度を運営する上での住民参加の促進と、透明性・公平性の向上につながるものと考えています。

こうした考え方に立ち、「広域計画改訂版（案）」に対するパブリックコメント」を実施します。皆様からのご意見をお待ちしています。

実施概要

■ 公表資料

閲覧用冊子「広域計画改訂版（案）」

配布用パンフレット「広域計画改訂版（案）パブリックコメント実施中」

■ 公表資料の設置場所

広域連合事務局及び各市町後期高齢者医療主管課窓口等

広域連合ホームページによる閲覧(<http://yamaguchi-kouiki.jp>)

■ 意見の募集期間

平成23年11月28日（月）～平成23年12月28日（水）

■ 意見の提出方法

ご意見は、所定の用紙又はこれに準じた様式にて、郵送、FAX、電子メールにより広域連合事務局にご送付いただくか、直接広域連合事務局へご持参ください。

■ 意見の提出先

山口県後期高齢者医療広域連合 総務課

住所：〒753-0072 山口県山口市大手町9-11 山口県自治会館4階

電話：083-921-7122 FAX：083-932-5321

電子メール：info@yamaguchi-kouiki.jp

受付時間：8時30分～17時15分（土・日曜日、祝日を除く）

■意見に対する本広域連合の考え方の公表

皆様からお寄せいただいたご意見については十分検討の上、本広域連合の考え方について、ホームページ上で公表します。(http://yamaguchi-kouiki.jp)

根拠法令

■ 地方自治法第291条の7

- 1 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。
- 2 広域計画は、第291条の2第1項又は第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき（変更されたときを含む。）その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。
- 3 広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。
- 4 広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。
- 5 広域連合の長は、当該広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理が広域計画の実施に支障があり又は支障があるおそれがあると認めるときは、当該広域連合の議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域計画の実施に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 6 広域連合の長は、前項の規定による勧告を行つたときは、当該勧告を受けた地方公共団体に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

その他

- 電子メールによる提出は、ウィルス感染を避けるため、ファイルは添付せずに、件名に「広域計画（案）に対する意見」と記載し、本文欄にご氏名、ご住所、ご意見をご記入の上、送付してください。
- 電話または来庁による口頭での申し出の受付や、ご意見に対する個別の回答は行いません。
- 氏名・住所の記入がないものや、意見の内容が不明瞭なものなどは、意見として取り扱うことが難しい場合があります。
- 類似のご意見に対しては、まとめて公表する場合があります。
- いただいたご意見の原稿は返却しません。
- ご記入いただいた個人情報、この意見募集の業務の範囲内で利用し、それ以外の目的では利用しません。